

岡崎市私立認定こども園等延長保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「延長保育事業の実施について」(令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知。以下「国要綱」という。)に基づき、私立認定こども園及び小規模保育事業所(以下「私立認定こども園等」という。)が実施する延長保育事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、国要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、実施施設が国要綱に基づき実施する延長保育事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する実施施設の設置者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象とする経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第1欄の区分ごとに、(1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の各号に定める条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費については、別表の第1欄の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成27年内閣府告示第424号)に定める期間(第6号において「処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第1号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金の交付を受けた事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日(第11条に基づく事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条の規定に基づき、様式第2号による市費補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、規則第6条の規定に基づき当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が規則第13条に規定するもののほか、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第6条の2の規定に基づき、あらかじめ様式第4-6号による市費補助金変更等承認申請書に第8条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、規則第10条の規定に基づき、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は年度終了後の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による市費補助事業等実績報告書に、実施する延長保育事業の種類に応じ、次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。また、年度末時点で当該実績報告書の提出がない場合については、様式第6号による事業完了報告書を市長に提出し、当該事業の完了を市長に報告しなければならない。

- (1) 実施状況報告書(様式第7号)

(2) その他市長の定める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、規則第11条の規定に基づきその内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 区 分	2 基 準 額	3 対象経費	4 負担割合																							
延長保 育事業	1 短時間延長保育（在籍児童 1 人当たり年額）	延長保 育事業 の実施 に必要な費用	10/10																							
	(1) 認定こども園																									
	<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>20,200円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>40,400円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>60,600円</td></tr></table>			延長時間区分		1 時間	20,200円	2 時間	40,400円	3 時間	60,600円															
	延長時間区分																									
	1 時間			20,200円																						
	2 時間			40,400円																						
	3 時間			60,600円																						
	(2) 小規模保育事業																									
	<table><tr><td>延長時間区分</td><td>A型・B型</td><td>C型</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>14,000円</td><td>17,700円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>28,000円</td><td>35,400円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>42,000円</td><td>53,100円</td></tr></table>			延長時間区分	A型・B型	C型	1 時間	14,000円	17,700円	2 時間	28,000円	35,400円	3 時間	42,000円	53,100円											
	延長時間区分			A型・B型	C型																					
1 時間	14,000円	17,700円																								
2 時間	28,000円	35,400円																								
3 時間	42,000円	53,100円																								
2 標準時間延長保育（1 事業当たり年額）																										
(1) 認定こども園																										
<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30分</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>1,760,000円</td></tr><tr><td>2 ～ 3 時間</td><td>2,761,000円</td></tr><tr><td>4 ～ 5 時間</td><td>5,673,000円</td></tr><tr><td>6 時間以上</td><td>6,704,000円</td></tr></table>	延長時間区分		30分	600,000円	1 時間	1,760,000円	2 ～ 3 時間	2,761,000円	4 ～ 5 時間	5,673,000円	6 時間以上	6,704,000円														
延長時間区分																										
30分	600,000円																									
1 時間	1,760,000円																									
2 ～ 3 時間	2,761,000円																									
4 ～ 5 時間	5,673,000円																									
6 時間以上	6,704,000円																									
(2) 小規模保育事業																										
<table><tr><td></td><td>延長時 間 区 分</td><td>A型</td><td>B型</td><td>C型</td></tr><tr><td rowspan="5">自園調 理等</td><td>30分</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>1,422,000円</td><td>1,422,000円</td><td>1,422,000円</td></tr><tr><td>2 ～ 3 時間</td><td>1,760,000円</td><td>1,760,000円</td><td>1,760,000円</td></tr><tr><td>4 ～ 5 時間</td><td>4,366,000円</td><td>4,366,000円</td><td>4,346,000円</td></tr><tr><td>6 時間 以上</td><td>5,092,000円</td><td>5,092,000円</td><td>5,071,000円</td></tr></table>		延長時 間 区 分	A型	B型	C型	自園調 理等	30分	600,000円	600,000円	600,000円	1 時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	2 ～ 3 時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	4 ～ 5 時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円	6 時間 以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円
	延長時 間 区 分	A型	B型	C型																						
自園調 理等	30分	600,000円	600,000円	600,000円																						
	1 時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円																						
	2 ～ 3 時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円																						
	4 ～ 5 時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円																						
	6 時間 以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円																						

その他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1 時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
	2 ～ 3 時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
	4 ～ 5 時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円
	6 時間 以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事務所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用